

福井県特別支援学校校務支援システム整備業務に係る

提案書作成要領

本業務、福井県特別支援学校校務支援システム整備業務に係る提案書作成要領は次のとおりです。

1 提案書の内容

提案書は、仕様書に定められた要件に対する回答と、それ以外の独自提案部分については区別が明確になるように記載してください。また、以下の評価項目については特に詳細に明記してください。

項番	評価項目	評価内容
1	基本方針	<p>【①システムコンセプト】 教育支援計画、指導計画、成績管理等について、特別支援学校固有のデータ管理の効率化や教職員の事務負担軽減、働き方改革、校務 DX の推進に資することについて明確に示されているか。</p> <p>【②導入実績】 他県の特別支援学校における導入実績および運用実績を多数有しているか。</p> <p>【③各種改正対応】 制度改正や法令改正、学習指導要領改訂の動向を掴み、自治体側の負担なく速やかにシステムに反映されることが明確に示されているか。</p>
2	体制	<p>【①業務実施体制】 プロジェクトマネージャー等の責任者を配置し、導入から運用までを円滑に進める体制が整備され、品質確保やリスク対応について明確に示されているか。</p>
3	導入	<p>【①導入計画】 システムの導入にあたり、必要な作業が明確化し作業項目を体系的に整理した上で、プロジェクト計画書やスケジュールに反映させているか。 (仕様書に明示したスケジュールと乖離がある場合でも、明確な説明があればよい)</p> <p>【②データ移行計画】 エクセルからのデータ移行を前提とし、具体的な手順や役割分担が示されるとともに、学校側の負担軽減が考慮されたデータ移行計画が明確に示されているか。</p> <p>【③研修計画】 本番稼働前の教員向け操作説明研修の内容や操作マニュアルが充実しており、本番稼働後も定期的な研修実施の提案が明確に示されているか。</p>

4	システム	<p>【①各種帳票対応】 標準帳票テンプレートが充実しているとともに、法改正等や福井県独自の帳票に柔軟に対応できることが明確に示されているか。</p> <p>【②操作性】 シンプルで直感的な操作性に優れたものであるか。</p> <p>【③画面レイアウト】 重要な情報が直感的に得られるレイアウト構成になっているか。</p> <p>【④セキュリティ】 文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月)」に準拠していることや、第三者認証(任意)を取得していることが明確に示されているか。</p> <p>【⑤拡張性】 将来的な機能追加や外部システムとのデータ連携などについて拡張性があることが示されたか。</p>
5	運用	<p>【①サービスレベル(SLA)】 仕様に記載の月間稼働率99.9%以上(計画停止を除く)の可用性が実現可能なことが明確に示されているか。</p> <p>【②障害対応】 障害対応、バックアップ、復旧対応が明確に示されているか。</p> <p>【③ヘルプデスク】 学校の教職員からの操作等の問い合わせについて対応する窓口や体制について明確に示されているか。</p>
6	追加提案	<p>【①追加提案】 仕様書に示した要件以外の追加提案があり、福井県の特別支援学校の教職員の働き方改革や校務DXの推進に資する内容が提案されたか。</p>

- ・上記内容について、必要があれば追加の資料(パンフレット等)の提示を認めます。その場合は予め追加の資料について添付してください。
- ・できるだけ簡便な表現を行い、専門家でなくとも評価可能な記述をしてください。
- ・追加の提案については、追加であることを分かりやすく明示してください。
- ・この提案書を元とした、プレゼンテーションを行う上で必要な資料があれば提出を認めます。

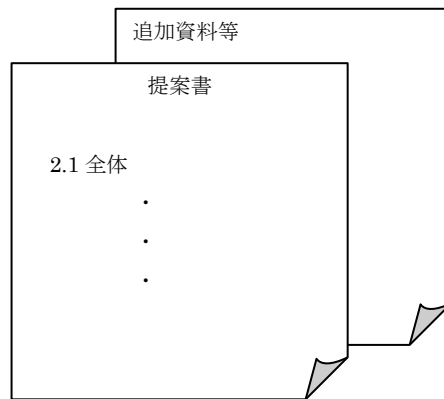
2 見積書の内容

見積書は別冊として下記の内容について作成してください。

1. 契約全体の総合計金額がわかる見積書を提出してください。
2. 令和8年度の構築費用について、詳細な内訳を記載した見積書を提出してください。
3. 令和9年度から令和11年度の運用費用について、詳細な内訳を記載した見積書を提出してください。

3 書式

- (1) 以下の書式に基づき作成するものとします。
「提案書」「見積書」をそれぞれ分冊としてください。
- (2) A4版縦、横書きとし、両面印刷としてください。
ただし、添付資料はA4版横またはA3版でも可とします。
それぞれの内容は簡潔に記述し、文字のポイントは11ポイント程度とします。
- (3) 「提案書」は、次のように編纂してください。
「1 提案書の内容」の項番および項目を、提案書の項番および項目としてください。
審査の公正を期するため、**提案者の固有名詞やロゴマークなどは一切使用しない**てください。
ページ数は、30ページ以内としてください。



4 提案書の提出

提案書は、提案書募集要項に示す内容に従って提出してください。

5 その他

- (1) 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書の取り扱い
 - ア 提出された提案書は、福井県特別支援学校校務支援システム整備業務に係る審査を行う目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「福井県情報公開条例」等

関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された提案書は、提案書の評価を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 提案書の提出後、本県の判断により補足資料の提出を求める場合があります。

オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

カ 提出された提案書は返却しません。

キ 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可能とします。

(3) その他

ア 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとします。

イ 提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。

ウ 提案書の著作権は、提案者に帰属します。